

リフシア矢畑

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は株式会社リフシアが設置運営する茅ヶ崎市指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）リフシア矢畑（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の従業者が要介護の状態にある認知症高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 要介護または要支援 2 の介護認定を受けた認知症高齢者が共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営方針)

第 3 条 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 事業所は、利用者が家庭的な環境の下でそれぞれの役割をもって自立した日常生活を送ることができるよう援助を行う。

3 事業所は、お客様の要介護・要支援状態の軽減及び悪化の予防のため、適切な介護計画を作成する。

4 事業所は、介護計画に基づき、お客様の意思及び人格を尊重し、常にそのものの立場に立って介護サービスを提供するように努める。

5 事業所は、当該お客様又は他のお客様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他お客様の行動を制限する行為は行わない。

6 事業所は、保険者および保険、医療、福祉サービス事業者との密接な連携に努める。

7 事業所は、提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 リフシア矢畑
- (2) 所在地 茅ヶ崎市矢畑63番1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする

- (1) 管理者 1名 (小規模多機能型居宅介護兼務)
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名
計画作成担当者は、介護計画を作成し、評価を行う。
- (3) 介護従事者 16名
介護計画に基づき、お客様の心身の状況を的確に把握し適切な介護を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名とする。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 要介護又は要支援2の者であって、認知症の状態の者について、共同生活住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画)

第8条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、お客様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画という)を個別に作成する。

2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、お客様の多様な活動の確保に努める。

3 介護計画の作成にあたっては、その内容についてお客様またはその家族に対して説明し、お客様の同意を得る。

4 介護計画を作成した際には、当該介護計画をお客様に交付する。なお、交付した介護計画は、サービスの完結の日から5年間保存する。

5 お客様に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

6 介護計画の作成後においても、常に介護計画の実施状況及びお客様の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

7 介護計画の目標及び内容については、お客様又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額1割または2割（介護保険負担割合証に記載される負担割合）とする。ただし、次に掲げる項目について、別紙1、利用料金の支払を受ける。

- (1) 家賃
- (2) 食材料費
- (3) 光熱費
- (4) 管理費
- (5) おむつ代
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、お客様が負担することが適当と認められるものは、別に費用の支払いを受ける。

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前にお客様又はその家族に対して必要な資料を提示し確認を得る。

3 利用料の支払いは、銀行口座振込み、郵便為替又は預金口座振り替え（自動払い込み）により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、茅ヶ崎市内とする。

(サービス提供記録の記載)

第11条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第12条 お客様の個人情報を含む認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得たお客様又はその家族の秘密保持を厳守するため、従業者でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に定め入社時の雇用契約書に記載し周知を図る。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他お客様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

2 前項の規定による身体拘束等は、お客様の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合に、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際のお客様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する。

(運営推進会議)

第15条 事業所は運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2箇月に1回とする。

3 運営推進会議は、お客様、お客様の家族、地域住民の代表、市又は地域包括支援センターの職員及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者をもって構成する。

4 運営推進会議の内容は、認知症対応型共同生活介護事業所のサービスの内容の報告、お客様に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換及び地域との交流とする。

5 事業所は、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(苦情処理)

第16条 提供したサービスに関するお客様及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、お客様又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 提供したサービスに関するお客様及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。

4 提供したサービスに関して、茅ヶ崎市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は茅ヶ崎市の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、お客様又はその家族

からの苦情に関して茅ヶ崎市が行う調査に協力するとともに、茅ヶ崎市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 茅ヶ崎市から求めがあった場合には、改善内容を報告する。
- 6 提供したサービスに係るお客様又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第17条 お客様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

(衛生管理)

第18条 事業所は、使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前と後の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 従業者へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

(緊急時における対応方法)

第19条 従業者は、サービス実施中にお客様の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医と連絡などの措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じる。

(非常災害対策)

第20条 認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者はお客様の避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(入居に当たっての留意事項)

第21条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 日常生活の中で、利用者相互の協力と親睦に努めるものとする。
- 2 入居に際しては、入居申込者が認知症症状にあることを確認する。

- 3 入居に際しては、医療連携体制加算の指針に基づき医療連携体制加算へ同意するものとする。
- 4 火気の取扱いに注意するとともに、指定の場所以外で喫煙しないこと。
- 5 お客様が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより職員に届出るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、質の高いサービスの提供ができるよう研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 定期的研修 随時
 - 2 お客様及びその家族の個人情報を用いる場合は、お客様及びその家族の同意を文書により得ておくものとする。
 - 3 認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得る。
 - 4 事業所は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
 - 5 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して事業を提供するものとする。
 - 6 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けているお客様が、正当な理由無しに利用に関する指示に従わないことにより要介護・要支援状態等の程度を増進させたと認められたとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、また、受けようとした時は遅滞なく、意見を付してその旨を茅ヶ崎市に通知するものとする。
 - 7 事業所は、その従業者に対し、お客様にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
 - 8 重度化した場合における対応及び看取りに関する指針を重要事項説明書に規定する。
- 附 則 この規定は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙 1)

介護報酬の公示上の額以外に支払を受ける金額

名目	金額	内容
家賃 月ごと定額	73,500 円/月	・家賃、管理費は利用月に指定口座より引き落とします。 ・食費、光熱費は翌々月に指定口座より引き落とします。 ・外泊、外出の際の食費、光熱費は利用日数での日割り精算とします。
食費 日割り料金	1200 円/日 朝 300 円 昼 450 円 夕 450 円	
光熱費 日割り料金	780 円/日	
管理費 月ごと定額	23,000 円/月	
紙オムツ等 (一枚当たり)	150 円 40 円 120 円	紙オムツ・リハビリパンツ 尿取りパット 夜用尿取りパット
教養娯楽費	実費	娯楽施設等の入場料
敷 金 その他の費用	367,500 円	入居時：敷金として家賃 5 か月分をお預かりします。 367,500 円 (償却無し) 退去時：居室クリーニング 29,800 円 ベッドクリーニング 42,000 円 マットレスクリーニング 16,800 円 なお退去時に室内の内装が著しく破損している場合は、修理費として上限 108,000 円以内で費用が発生することがあります。この場合居室クリーニング費は発生致しません。